

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長） 瀧口義浩

5月25日の政府の東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道の5都道県（以下5都道県という。）の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の活動指針（令和2年4月21日、5月7日、同18日付発出）に基づき、6月1日以降については、以下の通り一部変更することとします。

7月31日までは「新しい生活様式」の定着等を前提とした「移行期間」であり、また、不要不急の外出自粛や経済活動についても今後6月19日、7月10日を区切りとし段階的な緩和とされています。本学でもこれに即し、段階的に方針を変更していく予定です。

皆様には引き続きご不便をお掛けいたしますが、今後も感染拡大の可能性もあり得ることに十分注意し、「新しい生活様式」の実践による体調管理と感染防止にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

危機対策本部の許可を得て、追って教務委員会から通知するものとする。

II 教員・研究活動

通常の勤務体制に戻すものとし、3密を避けて活動することとする。ただし、5都道県、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、引き続き6月21日までは在宅勤務とする。

III 事務職員

通常の勤務体制に戻すものとする。引き続き会議室2などを利用して執務室の分散を図り、3密を避けることとする。

IV 会議・講演会

3密を避けて開催する。できる限りメール会議、オンライン会議を有効活用する。

V 学生の入講

許可する。ただし5都道県からの通学については、6月21日までは原則禁止とする。

VI 来客・外出

5都道県及びその地域をまたいで来客・外出は禁止とし、オンライン会議やメール等で対応するものとする。それ以外については申請の上、承認を得て実施するものとする（教職員には別途各申請書を送信）。

なおその場合でも、必要最小限の人数で実施し、滞在時間も短時間に限るものとする。

VII 期 間

令和2年4月22日（水）～6月21日（日）までとする。

VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

<添付>

- ・新しい生活様式（厚生労働省資料抜粋）

<参考>

【厚生労働省】「新しい生活様式」（2020.5.7）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

【内閣官房】移行期間における都道府県の対応について（2020.5.25）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2020.5.25）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

【静岡県感染症対策本部】警戒レベル（2020.5.22）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/hujinokunikijyunnsiryous.pdf>

【コロナ専門家有志の会】緊急事態宣言の解除で何が変わるの？

<https://note.stopcovid19.jp/n/n203b653b4345>

以上